八王子市就学援助費支給要綱

平成８年４月１日施行

改正	平成９年４月１日	平成10年４月１日
	平成11年11月15日	平成12年４月１日
	平成14年４月１日	平成14年９月１日
	平成15年４月１日	平成18年４月１日
	平成19年４月１日	平成19年12月26日
	平成20年４月１日	平成21年４月１日
	平成22年４月１日	平成28年８月１日
	令和２年３月９日	令和２年４月１日
	令和３年４月１日	令和４年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒（次年度に就学を予定している児童を含む。学齢超過者であっても、下学年に措置され就学が許可されている者は対象に含む。以下「児童生徒」という。）の保護者に対して行う就学援助費（以下「援助費」という。）の支給について必要な事項を定める。

（支給の対象者）

第２条　この要綱により援助費の支給を受けることができる者は、教育長が別に定める認定基準により、要保護として認定された児童生徒（以下「要保護児童生徒」という。）の保護者及び準要保護として認定された児童生徒（以下「準要保護児童生徒」という。）の保護者とする。ただし、夜間学級就学者については、年齢や世帯等の状況により、保護者に代えて生徒本人に対して行うことができるものとする。

（校外活動費）

第３条　市内に住所を有する要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を支給する。

(1)　修学旅行の参加に要する費用

(2)　校外活動（宿泊を伴うもの）の参加に要する費用

２　市内に住所を有する準要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を支給する。

(1)　修学旅行の参加に要する費用

(2)　校外活動（宿泊を伴うもの）の参加に要する費用

(3)　校外活動（宿泊を伴わないもの）の参加に要する費用で別に定める額

３　第１項第１号及び第２号並びに前項第１号及び第２号に規定する費用の額は、市町村の設置する学校に就学している場合を除き、支給する年度の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金における国の予算単価相当額を限度とする。

（新入学学用品費等）

第４条　市内に住所を有する要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の保護者（以下「認定者」という。）に対し、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の第１学年（義務教育学校の後期課程の場合は第７学年）に就学した年度に限り、新入学学用品費等を別に定めるところにより支給する。ただし、福祉事務所から当該就学に係る新入学準備金及び次項の新入学準備金等の支給を受けた者に対しては支給しない。

（新入学準備金等）

第４条の２　市内に住所を有する準要保護児童生徒のうち、次年度に就学を予定している児童の保護者に対し、新入学準備金等を別に定めるところにより支給する。ただし、福祉事務所から当該就学に係る新入学準備金の支給を受けた者に対しては支給しない。

（学用品費、通学用品費）

第５条　市内に住所を有する準要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を別に定めるところにより支給する。ただし、前条に規定する費用の支給を受けた者に対しては、当該支給年度に限り、第２号に規定する費用は支給しない。

(1)　学用品費

(2)　通学用品費

（体育実技用具費）

第５条の２　市内に住所を有する準要保護児童生徒のうち、中学校に就学している者の保護者に対し、体育の授業に使用する柔道着（上下、帯の一式）又は剣道用具（面、胴、甲手、垂れ、剣道着上下、竹刀及び防具袋の一式）の購入に要する費用を、中学校就学期間中１回に限り、別に定める額を限度として支給する。ただし、当該授業を受ける者全員が個々に用意する必要がある場合に限る。

（通学費）

第６条　市内に住所を有する準要保護児童生徒のうち、八王子市立の小学校又は八王子市立の中学校（以下「市立学校」という。）に就学している者で、次の各号に掲げる者の保護者に対し、通学における交通機関の利用に要する費用を支給する。

(1)　特別支援学級に就学している者で、通学距離が概ね１キロメートル以上の者

(2)　八王子市立学校の指定に関する規則第２条の規定に基づき就学している者のうち、通学距離が小学校にあっては４キロメートル以上、中学校にあっては６キロメートル以上の者

（医療費）

第７条　市内に住所を有しかつ公立学校に就学している認定者に対し、児童・生徒の学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号。以下「政令」という。）第８条に規定する疾病の治療のための医療に要する費用のうち、当該保護者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

２　市外に住所を有しかつ市立学校に就学している認定者に対し、児童生徒の政令第８条に規定する疾病の治療のための医療に要する費用のうち、当該認定者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

（学校生活管理指導表発行費）

第７条の２　市内に住所を有しかつ公立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、学校生活管理指導表の発行に要する費用を別に定めるところにより支給する。ただし、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

２　市外に住所を有しかつ市立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、学校生活管理指導表の発行に要する費用を別に定めるところにより支給する。ただし、他区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

（学校給食費）

第８条　市内に住所を有しかつ公立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 11 条第２項に規定する費用で、当該保護者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

２　市外に住所を有しかつ市立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、法第 11 条第２項に規定する費用で、当該保護者が負担することとなる費用を支給する。ただし、他区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

３　前１項に定める法第 11 条第 2 項に規定する費用のほか、教育委員会が別に認めた費用についても支給対象とすることができる。

（オンライン学習通信費）

第９条　市内に住所を有する準要保護児童生徒の保護者に対し、オンライン学習に係る通信費を別に定めるところにより支給する。ただし、福祉事務所から同様の援助が受けられる場合は支給しない。

２　市外に住所を有しかつ市立学校に就学している準要保護児童生徒の保護者に対し、オンライン学習に係る通信費を別に定めるところにより支給する。ただし、他区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

（支給対象期間等）

第１０条　第３条から前条までに規定する援助費の支給対象期間は、要保護又は準要保護に認定された日からその日が属する年度の末日（当該認定が年度の途中で取り消された場合はその取消の日の前日）までとし、支給時期は別に定めるものとする。

２　第８条第３項に規定する援助費のうち、夜間学級就学者の援助費の支給対象期間等は、別に定めるものとする。

（支給の方法）

第１１条　この要綱に基づき支給する援助費（第７条に規定する費用を除く。）は、認定者が指定する認定者名義の口座（以下「認定者口座」という。）に支払う。ただし、認定者が受領の権限を当該児童生徒が在籍する校長に委任している場合は、当該児童生徒の在籍する校長名義の口座（以下「校長口座」という。）へ支払う。

２　前項の規定にかかわらず、支給対象期間に係る援助費において、認定者が学校に未納がある場合は、支給額から未納となっている額を校長口座へ支払い、その残額を認定者口座へ支払う。

３　第７条に規定する費用は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒が受診した医療機関が指定する口座に支払う。ただし、認定者が当該費用を医療機関に支払っている場合は、

認定者口座に支払う。

４　第８条第３項に規定する費用のうち、夜間学級就学者の費用は、補食提供事業者が指定する口座に支払う。

（援助費の返還）

第１２条　援助費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、援助費の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1)　不正の手段により援助費の支給を受けたとき

(2)　第２条に規定する支給の対象者の要件を欠くことになったとき

附則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年９月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年８月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年３月９日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。